

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

インターネット利用中に表示される警告画面に注意しましょう

【事例1】

ウェブサイトの閲覧中に突然警告画面が表示され、連絡するように表示されていた電話番号に電話をかけたところ、片言の日本語の外国人才ペレーターが出た。オペレーターの指示に従い、遠隔操作によるサポートを受けてしまった。パソコンのセキュリティが心配だ。

【事例2】

パソコン使用中に「パソコンがウイルスに感染している」との警告画面が表示され、画面に記載されている連絡先に電話をかけ、相手の指示に従ってセキュリティソフトを購入してしまった。どのように対処したらよいか。

インターネット利用中にブラウザ画面上に表示される警告は、普段から利用しているセキュリティソフトによる警告ではない可能性が高いと考えられます。このような場合、画面の指示に安易に従わないようにしましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ① 警告画面が表示された場合は、画面を閉じてください。このような画面は、ウェブサイトで広告が表示される仕組みを用いて、警告画面を広告として仕込むことにより表示させていると考えられます。
また、正規のサービスと見せかけるため、画面に実在する企業のロゴが使われている場合があります。
- ② 「コンピューターウィルスに感染しました」という警告がパソコンの画面に表示されても、あわてて指定されたセキュリティソフトをインストールしたり、カード番号などの個人情報を入力しないようにしましょう。不要なソフトウェアを買うことになったり、個人情報を盗まれてしまう可能性があります。
- ③ 表示された電話番号に電話をかけないでください。一度でもかけてしまうと、電話番号が相手に伝わってしまい、相手から電話がかかってくる場合があります。

困った時には、お近くの消費生活センター等に御相談ください。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」にお掛けください。